



広報

さるま^{57/12}

第 302 号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



進んできまりを守り

明るく平和なまちをつくります。

(佐呂間保育所おゆうぎ会)

佐呂間町民憲章

まちづくり 度の建設事業

今年も残すところあとわずかになりました。町では、町総合計画に基づいてその事業の緊急度、整合性等を考えあわせながら住みよい豊かな町づくりのため、本年度も各種の工事を行ないました。その中から主な事業について、実施状況をお知らせします。

尚、工事の実施に際し、関係住民の方々には特段の御協力をいただきましたことを深く感謝致します。



浜佐呂間簡易水道 (浜佐呂間)



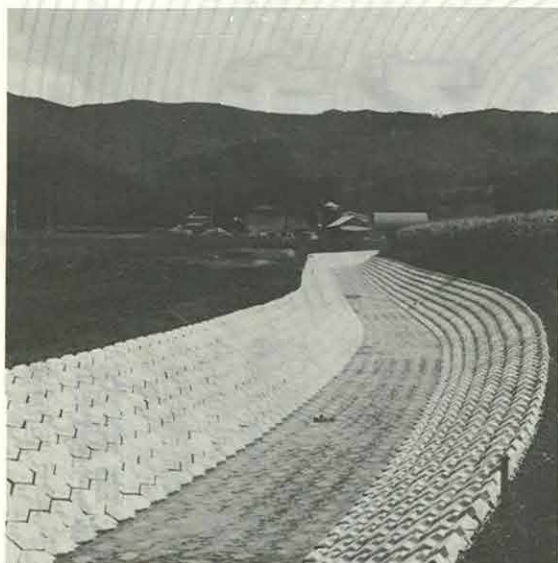
西富公営住宅新築工事 (西富)



国営直轄明渠排水事業
(オンネルベシベ川)

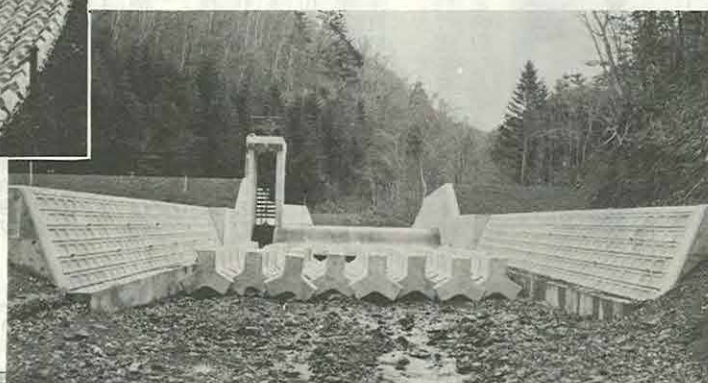


佐呂間公営3号道路改良舗装工事 (永代)



6号の沢川災害復旧工事 (仁倉)

道営営農用水事業 (若佐地区)



住みよい 本年

本年度のおもな事業

工 事 名	箇 所	工 事 量	工事費	工 期	工 事 名	箇 所	工 事 量	工事費	工 期
道 路・ 災 害 復 旧 関 係	若里湖岸道路改良工事	若里 L=160m W=5.5m	千円 19,100	8.30 ~11.12	産 業 関 係	国営直轄明渠排水事業	サロマベツ川上流地区 サロマベツ川上流 L=80m 啓生幹線 L=400m 仁倉地区 仁倉川 L=900m 中央幹線、扉門一式	千円 200,000 160,000	5.29 ~11.30 6.21 ~12.16
	仁倉8線道路改良舗装工事	仁倉 L=190m W=3.5m	5,900	7.21 ~8.4		道営明渠排水事業	知来地区 明渠排水路 L=1,170.5m	62,600	5.31 ~9.30
	佐呂間30号道路改良舗装工事	宮前 L=310m W=5.0m	4,800	7.21 ~8.19		道営排水対策特別事業	共立第4地区 明渠排水路 L=225m	40,000	5.31 ~8.28
	町道30号及び7線道路排水処理排水工事	西富 L=469m	4,850	7.7 ~8.25			知来右岸地区 明渠排水路 L=380m	45,000	5.31 ~8.28
	西富30号10線道路舗装工事	西富 L=1,100m W=5.5m	1,300	10.1 ~10.20			大成地区 明渠排水路 L=850m	50,000	9.1 ~12.20
	佐呂間工営3号道路改良舗装工事	永代 L=1,964.4m W=5.0m	12,350	5.31 ~7.29		道営畑地帯総合土地改良事業	浜幌地区 農道改良 L=1,090m 農道舗装 L=193m 明渠排水 L=640m 営農用水 L=1,600m	160,000 160,000	57.5.31 ~58.1.31
	佐藤の沢川災害復旧工事	共立 L=235.5m	25,280	57.11.10 ~58.1.23			北富地区 農道改良 L=832m 暗渠排水 A=152ha 農地造成 A=3.5ha	180,000	5.31 ~12.10
	6号の沢川災害復旧工事	仁倉 L=418m	36,460	5.31 ~9.24			栃木地区 農道改良 L=90m 農道舗装 L=730m 農地造成 A=9.9ha 暗渠排水 A=25.4ha	80,000	57.5.31 ~58.1.19
教 育・ 民 生 関 係	へき地教員住宅新築工事	富富士 1棟1戸 栄 2棟2戸	6,430 12,460	8.4 ~11.1 8.4 ~11.1		道営営農用水事業	若佐地区 導水管路 L=969.25m 配水管路 L=16,973.5m	330,000	57.4.30 ~58.1.28
	学校放送機器整備事業	佐小 外6校 ビデオ、カメラ、テレビ外放送機器一式及び配線工事	43,600	7.20 ~9.29		団体営土地改良総合整備事業	若里南外9地区 農道改良 L=3,608m	246,000	5.15 ~11.30
	一般廃棄物処理施設事業	知来 総面積87,800㎡ 埋立地面積16,000㎡	305,002	56.8.10 ~57.6.18		へい蔵保管庫新築工事	西富 鉄筋造36.4㎡冷却電気水道・排水施設外	9,350	10.9 ~12.12
	西富公営住宅新築工事	西富 3棟12戸	82,720	7.23 ~11.19					
	浜佐呂間簡易水道拡張工事	浜佐呂間 取水・導水施設 外	139,000	6.24 ~10.30					

議会のちぎ

第4回 定例町議会

第四回 臨時町議会

第四回臨時町議会が、十一月十九日に開会され条例の改正、補正予算などが議決されました。

条 例

▼条例の改正

●佐呂間町立佐呂間保育所条例の一部改正 原案可決

・保育料の徴収金基準額表が改められました。(別頁に掲載)

●佐呂間常設保育所の保育料は昭和五十一年度開設時に定められて以来、現在まで据置かれてきましたが、物値上昇他の料金改訂及び町内の実状等を充分考慮の結果、今般昭和五十四年度の国の保育料徴収基準額に準い改訂されました。尚新保育料は十二月より適用されます。

・保育料の固定資産税額による階層認定の附加基準を削除する。

選 挙

●選挙管理委員、同補充員の選挙

十二月九日付で任期満了となる

選挙管理委員とその補充員について選挙が行なわれ、次の方が選ばれました。

●選挙管理委員

浜佐呂間 尾上 章(68才)
若 佐 春木 忠一(58才)
仁 倉 内藤 学印(67才)
永代町 榎本 信一(55才)

●選挙管理委員補充員

若 佐 佐藤 政喜(60才)
永代町 橘 吾一(59才)
啓 生 三好 元久(62才)
浜佐呂間 須藤 久幸(45才)

予 算

●一般会計補正予算(第六号)

原案可決
三千四百四十七万一千円が追加され、予算の総額が、三十七億六千八百八十八千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・普通交付税 三千一六〇万円
・土地改良事業分担金 六二七万円

・へき地保育所使用料 七八万円
・公営住宅使用料 一〇六万円

・公営住宅建設事業費補助金

△ 一千〇八九万円

・一般廃棄物処理施設整備事業費

第4回 臨時町議会 町 長 行政報告 (要 旨)

●町内産物の加工対策について

この問題は、春以来、いろいろな商社、その他と折衝を現在も続けており、議員協議会等でも、お互いが意見交換をするような機会をつくっていただきたいと考えます。

カラマツの加工対策については特許を持っている二名の方が来町され、北斗林産の楠瀬社長と、いろいろ条件等について話し合いがなされる予定です。

なお、概要について、特許を持っている方から話を承って来ましたが、条件としては、特許料として余り大きな要請はないようで、製品の販売は、特許を持っている方が行ないたいことと、人間的に

信頼の出来る人が大きな条件で、七・八年前から交際がある、楠瀬さん以外とは締結をしないのではないだろうかと考えます。

また、非常に粗雑な製品が出来ますと特許のブライドの問題があり、誰にでも特許を使用させることにはならないだろうと思います。とにかく、特許者と契約締結後町の対応について取り進めてまいらなければならないと考えております。

●国鉄第二次廃止路線について

湧網線を含む道内十五路線をはじめ第二次廃止対象路線名について、国鉄から運輸大臣に来週あたり申請がなされるような状況でございます。

この問題は、当初から非常に厳しい状況であり、これを乗り越えて湧網線なり、今、第一次指定を受けている路線の確保に努め、オホーツクベルト地帯から国鉄がなくならないような運動を更に展開してまいりたいと考えております。

補助金

・牧野事業基金繰入金 二六五万円
・重度心身障害者高額医療戻入金 五〇三万円

一般廃棄物処理施設整備事業費

・公営住宅建設事業費 七三〇万円
△ 五四〇万円

(才出)

・職員共済組合納付金

△ 二四二万円

・庁舎正面玄関改修工事

二四二万円

・医療扶助費

六八九万円

・浜幌宮農用水給水施設工事

二九二万円

・若佐地区宮農用水末端給水事業補助金

一四六八万円

・佐呂間乳牛検定組合事業補助金

二五〇万円

・公営住宅建設工事

△ 一〇五五万円

・若里教員住宅水道施設負担金

一三四万円

・国庫負担教材備品購入費

△ 一三〇万円

(中学校)

△ 八四万円

●町有林特別会計補正予算

(第二号)

原案可決

四百三十五万円が追加され予算の総額が、七千八百三十七万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・間伐事業補助金

一一万円

・素材売却収入

三九二万円

(才出)

・森林総合整備事業費補助金

一二万円

・直営造材委託料

一一〇万円

・町有林事業基金積立金

二八二万円

●簡易水道特別会計補正予算

(第四号)

原案可決

十六万六千円が追加され予算の総額が、二億七千三百五十四万一千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・前年度繰越金

一七万円

(才出)

・職員手当

一七万円

●国民健康保険特別会計補正予算

(第二号)

原案可決

財源変更によるもので予算総額七億一千五百九十九万円に増減ありません。

●と場特別会計補正予算

(第三号)

原案可決

三千円が追加され予算の総額が一十二百五十万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・屠殺解体手数料

一二五万円

・一般会計繰入金

△ 一二四万円

(才出)

・職員手当

一万円

●町営バス事業特別会計補正予算

(第一号)

原案可決

三十六万四千円が追加され予算の総額が、二千五百七十三万三千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・定期バス使用料

一〇〇万円

・一般会計繰入金

△ 六三万円

(才出)

・職員手当

三六万円

・職員共済組合納付金

一万円

専決処分

●昭和五十七年度一般会計補正予算

(第五号)

承認

三百六十六万円が追加され予算の総額が、三十七億三千三百六十一万七千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・若佐地区防火水槽移設補償費

三〇六万円

(才出)

・若佐地区防火水槽移設工事

三〇六万円

●昭和五十七年度簡易水道特別会計補正予算(第三号)承認

三百九十九万九千円が追加され予算の総額が、二億七千三百三十七万五千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・前年度繰越金

一四三万円

・富士土簡易水道給配水管移設工事補償金

一七八万円

(才出)

・若佐簡易水道配水管移設工事

一三〇万円

・富士土簡易水道給配水管移設工事

一九一万円

定期監査報告

●実施期日

八月三日～六日(四日間)

●対象

昭和五十七年度事務、事業および職員の勤務状況

●監査結果

(一)町税の調定について

町民課税台帳、固定資産税課税税台帳を点検したが、適正と認め

(二)使用料手数料について

使用料手数料のうち、未収額の多い住宅使用料(未収額六月末、

町政日誌

11月	青少年問題協議会
1日	米消費拡大協議会
2日	芸能祭
3日	牧野合併推進協議会
5日	交通安全決起大会
9日	寿大学閉校式
10日	寿大学十周年記念式典
12日	社会文教常任委員会
16日	日赤献車巡回
19日	米の試食会
18日	町内校長会議
21日	第四回チビッ子文化教室
22日	幼稚園おゆうぎ会
23日	特設人権相談所開設
24日	新聞少年激励会
24日	児童相談
24日	教育委員学校訪問
24日	キムアネップ地区自然公園関係者打合
24日	飼料安全使用緊急対策事業
25日	年末調整説明会
26日	29日 婦人科ガン検診
29日	教育委員会
30日	青色申告決算説明会
30日	公営住宅入居者選考委員会

一、二二〇千円）、簡易水道使用料（未収額六月末、二、〇〇九千円）について徴収原簿を点検した。

いずれも特定の者の未納が目立つが、四月以降七月まで、督促あるいは催告の手續がなされていないことは注意を要する。未収額の少ない他の使用料についても同様である。

(三) 投資物事業執行状況について

調査に基づき、契約書等を点検した。件数は十七件でありすべて書類は整備されているものと認める。尚中村橋架換工事、横山橋架換工事、仁倉八線道路簡易舗装工事、浜佐呂間簡易水道拡張工事については現地調査を行った。

(四) 物品購入について

購入契約二十一件のうち五件について精査した、書類整備は良好である。

(五) 修繕工事について

工事完了分六件のうち三件について精査した。書類に不備はないものと認めるが、修繕工事のうち舗装補修工事については、前年度の舗装工事の設計時に配慮すべきでなからうか。

(六) 補助金等について

補助金等支出三十六件のうち十七件について、その団体の予算決算、補助申請の内容ならびに補助指令書を精査した、特記事項な

し。

(七) 基金、出資金、債券の管理状況について

基金十三件、六〇六、〇四二、五五七円、土地、二九六、七三三㎡、貸付金等、五件、一一、八一、三三三円、株券等、二件、五、九五〇、〇〇〇円、出資金、十二件、三〇、八四〇、三〇〇円、以上全件について、台帳、証書、株券等を確認した。

酪農振興基金（一一、四七三、四九二円）は、基金制定の目的を満たすようにせられたい。

(八) 公用車の使用状況について

バス、特作、トラックを除く公用車（二十二台）について、四月一日〜七月三十一日までの使用状況について調査した。

最も使用されているのは工営課（水道専用車）で、一二二日のうち一一八日使用し利用率は九六・七％である。反対に最低使用率は工営課の三四日使用で利用率は、二七・九％である。因みに一日の最高使用台数は一九台であり四ヶ月間に一日だけ、一八台使用が八日間、平均一日の使用台数は一三台で、少なくとも三台以上は減車できるのではなからうか。尚、公用車使用簿の様式を統一する必要がある。

(九) 使役人夫について

使用人夫について不要不急のも

のは認められない。

書類整備については、人夫使役簿人夫使用簿、人夫出勤簿、就労票等多様であるので様式を統一されたい、又、半日使役したときの記載方法についても取扱いが異なるものがあるので、〇・五日と明記する必要がある。

(十) 職員の勤務状況について

一般職員一五〇人のうち四五人（三〇％）を抽出して調査した。ア、調査期間、四月一日〜七月三十一日までの、一二二日

イ、休日、祭日
ウ、差引要勤務日数
調査結果（平均）
〇在庁日数 八三・六日
〇町外出張 八・〇日
〇年休 五・二日
〇特休 五・二日
〇時間外勤務 二・三・九時間

● 集計結果の分析

① 休暇日数は個人差が大きい。
② 年次有給休暇は年間二〇日、前年度繰越分を含めると最高四〇日であるが満度に利用す

る者はいないようである。
③ 特別休暇は、四五人の職員で二三四日であり、これは職員二・三人の全休に相当する。健康管理の充実強化が望まれる。

④ 管理職者の休暇は非常に少ない。
⑤ 時間外勤務は、三三八人で、一〇六七時間あり、最高は、一〇六時間で筆耕人夫を延六四・五日使役した特殊な事務処理のためと思われる。

佐呂間保育所徴収金基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0 ^円	0 ^円	0 ^円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） 5,450 (2,720)	3,700 (1,850)	3,700 (1,850)
C2		所得割の額が5,000円未満	6,100 (3,050)	4,350 (2,170)
C3		所得割の額が5,000円以上	6,950 (3,470)	5,200 (2,600)
D1	A階層及びB階層を除き前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	7,600 (3,800)	5,850 (2,920)
D2		3,000円以上15,000円未満	9,400 (4,700)	7,650 (3,820)
D3		15,000円以上30,000円未満	10,950 (5,450)	9,200 (4,600)
D4		30,000円以上60,000円未満	14,650 (7,320)	12,900 (6,450)
D5		60,000円以上90,000円未満	19,550 (9,770)	17,800 (8,900)
D6		90,000円以上120,000円未満	24,450 (12,220)	17,840 (8,920)
D7		120,000円以上150,000円未満	34,200 (17,100)	17,840 (8,920)
D8		150,000円以上180,000円未満	38,800 (19,400)	17,840 (8,920)
D9		180,000円以上210,000円未満	41,910 (20,950)	17,840 (8,920)
D10		210,000円以上240,000円未満	41,910	17,840
D11		240,000円以上270,000円未満	41,910	17,840
D12		270,000円以上	41,910	17,840

備考 この表のC1からD9階層の基準額欄の括弧内数値は、C1からD9階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合における、その2人目以降の児童に適用される基準額（以下「半額徴収基準額」という。）であること。この場合において、その世帯から3才以上児と3才未満児が入所しているときは、まず3才以上児1人については基準額により、その他の児童については半額徴収基準額によりそれぞれ算定するものとする。

減額は生涯つづく

国民年金の繰上げ請求

国民年金の老齢年金と通算老齢

年金は、六十五歳から支給されま

す。しかし、年金を受ける条件を

満たしていれば、六十歳から六十

四歳までの間なら、いつでも希望

するときに繰り上

げて支給を受けら

れます。

ただし、その年

金額は、次の表の

通り、四二%から

一%も減額され

ます。一たん繰り

上げ支給を受ける

と、この減額は生

涯続いて取り消し

ができません。繰

り上げ支給を請求

するときは、よく

考えてください。

一方、事前に申

請して、六十五歳

から年金を受けず

に、六十六歳から

七十五歳までの間に受け始めると、

年金額が一二%から八八%も増額

される、繰り下げ支給という制度

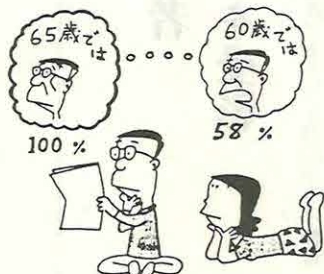
もあります。

くわしいことは、役場年金係へ

おたずねください。

繰り上げ減額率

受給時の年齢	65歳で受けるべき年金額に対する減額率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳 ♫ 62歳 ♫	0.35
62歳 ♫ 63歳 ♫	0.28
63歳 ♫ 64歳 ♫	0.20
64歳 ♫ 65歳 ♫	0.11



税のしるべ

● 生命保険と税金

生命保険と税金の関係について説明してみよう。

〈生命保険を支払った場合〉

納税者本人や家族を受取人とする

生命保険料、簡易生命保険料、

郵便年金や生命共済の掛金などを

支払った場合には、その年の支払

額（配当金などを受け取った場合

には、その金額を差し引いた後の

金額）に応じて最高五万円が、「

生命保険料控除」としてその年の

所得金額から控除されます。

〈生命保険金を受け取った場合〉

生命保険料をだれが負担してい

たかによって、所得税、贈与税ま

たは相続税がかかります。

国民年金加入のみなさん

保険料の納め忘れは

ありませんか。

今月は、第三期の納期に

なっています。

まだ納めていない人は

すぐ納めるようにしまし

よう。

▼満期保険金を受け取ったとき

保険金受取人が保険料を負担し

ていたときは、受け取った保険金

から負担した保険料を控除した金

額が、一時所得として所得税の課

税の対象となります。

また、保険金受取人が保険料を

負担していなかったときは、贈与

税がかかります。

▼死亡保険金を受け取ったとき

死亡した人が保険料を負担して

いたときは、保険金受取人に相続

税がかかります。

また、保険金受取人と死亡した

人、以外の人が保険料を負担して

いたときは、保険金受取人に贈与

税がかかります。

なお、身体の傷害などを原因に

傷害特約付生命保険で傷害給付金

を受け取ったときは、非課税とな

り所得税も贈与税もかかりません

相続税？
贈与税？
所得税？



今月の納税は

町 道 民 税 (四期) 国民健康保険税 (四期)
固定資産税 (四期) 国 民 年 金 (三期)

です

今月も忘れずに納税して下さい == 12月20日 ==

まちの話題

船木町長

北海道教育功績者

表彰を受彰



の育成にある」との信念から教育環境の整備を基本施策として、町の学校及び社会教育施設等の整備充実にすぐれた業績をあげ、また全道へき地教育振興会会長、全道公立文教施設整備期成会会長、さらに全国公立学校施設整備期成会副会長など永年に亘り要職を歴任され、その卓越した識見と行動力を以って国の補助制度の改善・充実市町村の計画事業量の確保など全道的、全国的な立場で文教施設の整備充実に尽力され、北海道の教育振興に貢献されました。

今回、このような数々の功績が認められ、市町村長としては全道で三人目の受章となったものです。

十二月四日、北海道の教育振興に功績のあつた教育職員並びにその他教育関係者を表彰する昭和五十七年度北海道教育功績者表彰式が札幌市のホテルで行なわれ、船木町長が受章されました。

船木町長は、昭和二十九年町長に就任以来、「町の将来は後継者

佐呂間のお米も

なかなかおいしいです

十一月十九日、町民センターで佐呂間産の米の「うまさ」を再認識してもらおうと試食会が行なわれました。

試食会では、佐呂間産の新米四品種について「粘り」「硬さ」「味」はどうかということで採点も行なわれました。

一番人気があつたのは「道北36号」で、基準となつた「ママ印」よりも、かなりおいしいという結果がでました。

又、この試食会の前に、ライス、クラッカーやライス、サラダなど米の加工食品の講習会もあり主食としての米とは、又違った加工食品にも人気がありました。



君も小さなコックさん

第四回 ちびっ子教室



十一月二十一日、町民センターで、ちびっ子教室が行なわれ町内の小学生(三年〜六年)三十五名が集まりました。

今回は、君も小さなコックさん」と題して、自分達の毎日のお弁当のおかずをつくりました。

家でお母さんの手伝いをしている子もいて、腕前もなかなかなので、ミートボール、ハムのチーズ巻やスパゲティサラダなど六種類の料理に挑戦しました。

できあがつた料理を、各自持ち寄つたお弁当箱にきれいに盛りつけ、皆んな揃つてお昼です。

食事の後も、皆んなで協力してあとかたづけ。

今度は、おやつに挑戦。ホットケーキとバナナミルクセーキをつくりました。

毎日配達

ありがとう

十一月二十三日の「勤労感謝の日」に、町民センターで佐呂間町青少年問題協議会主催の新聞配達少年激励会が行なわれました。

この激励会は、毎年行なわれているもので、今年は、町内の新聞配達少年四十四名が集まり、佐呂間町長や来賓の方々から、日頃の苦勞に対し、感謝や激励のことばがあり、又、新聞配達少年を代表し、佐呂間高校三年の山崎陽夫君が、この会に対してお礼のことばをのべました。



尚、この席上、新聞配達四年勤続の方々八名に、表彰状と記念品が贈られました。

●新聞配達四年勤続表彰者

松田 泰一君・藤宮 忠則君
山崎 陽夫君・山崎美樹夫君
中村 隆俊君・藤沼 義雄君
途中 忠昭君・大串 尚史君

降雪を前に

「ふるさとに根づく会」
道路のゴミ拾い

十一月二十一日、「クリンサロマ」を合言葉に、道々キムアネッ浜佐呂間線と国道二三八号線の一部約八kmに亘り、「ふるさとに根づく会」会員約十名が道路沿のゴミ拾いを行いました。

ゴミは、空カンから家庭用品まで多種多様で、トラックに山積み

三台と「大収穫」

中には、ビニール袋にまとめて投棄しているものもあり「備え付けのゴミカゴまで持つて行つてくれれば」と残念がる声も。

大切な自然を守るということを一人一人が理解して、「ふるさと佐呂間」をよりきれいにしていかなければならないと会員それぞれ話し合っていました。

北海道社会貢献献賞受賞

国民年金事業優良団体として

佐呂間漁業協同組合納税貯蓄組合

十月二十九日、北海道厚生年金会館に於て、国民年金事業の発展に顕著な功績があった優良団体及び功労者の表彰式が行われ、本町から佐呂間漁業協同組合納税貯蓄組合が優良団体として「北海道社会貢献賞」を受賞されました。

当納税貯蓄組合は、二十八年余の長い間、国民年金制度の積極的な普及活動と組織の育成強化を図り、国民年金事業の運営に対し著しい功績が認められたものです。



地域ぐるみで青少年の健全育成を!!

町民の力を合せ

運動の輪を

広げましょう

地区別協議会で

真剣な討議が

されました

青少年の健全育成については、町においても、各関係機関団体、そして多くの町民のみならずの理解と協力を得ながら、創造的で明るく愛情豊かな町づくりをめざし心のふれあい運動を主唱し、「地域の子供は地域で育てよう」を合言葉とし、「他人の子も我が子も同じ愛の声を」等をスローガンに愛の声かけ運動を町民総ぐるみ運動として展開しております。

青少年を健やかに育てる環境づくりは大人の責任であります。単に一部の大人や、行政だけの力では問題を解決することは困難であり、地域社会全体の理解と認識のもとに、総合的に取り組んでいかなければなりません。

この運動が町民一人ひとりの心の中に定着し、人と人との心のふれあいが広がることにより、青少年の非行防止、更には、健全育成にもつながり、明るい住みよい町づくりが出来るものです。

このような中で、佐呂間町青少年問題協議会では、広く地域に根ざした運動を展開するため、今回はじめての試みとして、各地区での協議会を開催しました。

現在まで、若佐地区、栄地区、浜佐呂間地区の三地区で開き「子どもを健全に育てるためにはどうしたらよいか」を真剣に話し合いました。

各地区とも、お父さん、お母さんがたが熱心に討議をされておりましたが、これを契機として、青少年の健全育成のための運動の輪を大きく全町的なものとしていきたいものと思っておりますので、町民一人ひとりのご協力をお願い致します。

◎「心のふれあい」の推進

私たちの佐呂間町は、開拓のクワをおろして八十七年、北国のきびしさに耐えながら、たゆみない努力を積み重ね、オホーツク沿岸の町として躍進をつづけてきました。

佐呂間町が、住みよい生きがいのある地域社会をめざし「愛情豊かな創造的な町」づくりをするには、おたがいがあたたかな心でふれあいを深めることが大切です。ここに相互の連帯と友情に結ばれた心のふれあい運動を推進します。

へ心のふれあい三つの目標

- ・あいさつをしましょう。
- ・親切にしましょう。
- ・きまりを守りましょう。

◎「愛の声かけ運動」の推進

青少年が心身共に健やかに成長することは、町民すべての願いであります。

心のふれあいの実践活動として「地域の子供は地域で育てよう」を合い言葉に、町民総ぐるみ運動として取り組んでいます。

へスローガン

- ・他人の子も、我が子と同じ愛の声をかけよう。
- ・よく教え、よく聞いてやる親ごころ。
- ・うちの子をしかつてくれてありがとう。

社会教育だより

成人おめでとう!!

昭和五十八年一月十五日に実施される成人式に該当する方を住民基本台帳で調べた結果は次のとおりです。

もれている方がおりましたら、教育委員会(☎二二二五)へ十二月二十八日までにご連絡下さい。

い。

なお、住民票を町外にもつていた方で、佐呂間で成人式を行なっていた方もあわせてご連絡下さい。※該当する方は、昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生まれた方です。

●宮前町

後藤さゆみ・松尾勝宏・森隆志
安藤幸広・杉野智寿子・牧田恵理子・三田利和子・大西由美子
片平由美子・小林美紀・鈴木和博・青木佐智子・林洋樹・向井徳宏・実盛早苗・今井照美・高橋隆浩・藤次リカ

●永代町

松本政行・石川雄子・泉本英生
玉井伸一・榎本英子・石塚良子
佐野明美・真崎郁夫・近藤孝
佐久美幸江

●幸町

東海林一生・藤田実千代・中村直樹・山内啓史

●西富

菊地雅男・山原勝一・茂木美由紀・阿部昭・佐藤由美子・吉野明美

●北

川滝千恵子

●知来

寺川典江

●仁倉

中村静男・惣田幸枝・矢吹潤子

●浜佐呂間

鈴木昭夫・村岡ひさ子・室井幸恵・類家智子・深尾昌靖

●幌岩

五十嵐喜久子・大槻愛美・田口元昭・内田和弘

●浪速

佐々木敏彦・矢野勝利

●富武士

石田勝子・長谷川慎二・船木順子・小西美智子

●若里

滝口典子・水戸富子・西恵美子
土田浩一・橋本智子・横山郁

寿大学

十周年記念

十一月十日、寿大学の開校十周年記念式典が、町民センター集会所で盛大に開かれました。

寿大学はお年寄が「これからの

遠藤健二・木村功・斉藤悦子・宮下弘

若佐 稲葉和恵・三島千昌・中村佳子

栄

曾我智

大成

近藤祐子

共立

佐藤工也・柏尾透

(教育委員会)



交差点

▶昭和57年交通事故発生状況

()11月末現在

発生件数	10	(12)
死者	4	(0)
負傷者	13	(23)

()内56年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和58年9月3日

11月末現在 23日です。

▶昭和57年度交通安全標語入選作

みんなにここへ安全運動

(若 佐小 沢向 新司)

日が沈む、声かけ合って早め点灯

(富武士小 木村 千寿)

慣れた道気持ちのゆるみが事故を呼ぶ

(若 佐中 高崎 則康)

生涯を生きていく上で、変化の激しい現代を正しく認識し、今までに培ってきた多くの経験及び能力を家庭内や社会に役立たせ、現代に対処するのみならず豊かな住みよい町づくりと福祉に寄与する。」ことを目的とし社会教育活動の一

環として設けられたものです。式典は在校生をはじめ、各関係者が出席して行なわれ、いままですのあつた方々に感謝状が送られ十年間の歩みを振り返っていました。



飲酒運転

許すな!!

交通事故防止は、全市民の願いであり、それぞれの立場で協力をお願いするところです。

しかし、誠に残念なことに本町の飲酒運転者（酒酔い及び酒気帯

違反）は増加の傾向にあり、十一月二十四日現在で、遠軽警察署管内七ヶ町村の九十四名のうち二七・六％にあたる二十六名がすでに検挙されており（別表参照）昨年

同期と比較して三名も多いという誠に残念な事態となっています。

飲酒運転は、一つ間違えば死亡事故につながる最も危険な行為であり、ぜったい容認すべきではありません。

これから、年末年始にかけて、何かとお酒の飲む機会が多くなりますが、少量であれば、という安易な考えはぜったいにやめ、量の多少にかかわらず、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなを家庭でも職場でも徹底し、町内から飲酒運転をぜったい出さないようにしましょう。

飲酒による五つの

身体機能障害

一、視覚障害

視力、特に動体視力（動きつつある物を見る視力）が衰え、視野も狭くなり、見える範囲が限定される。

二、下肢運動機能の低下

アルコールが運動機能をコントロールする神経を麻痺させるため刺激に対する反応ならびに筋肉運動の調整作用が低下する。

従って、ブレーキの遅れ、アクセル・クラッチ操作の粗雑などが見られる。

三、自律神経の失調

アルコールの影響により、呼吸脈はくは増加し血圧は低下する。更に、体温は上がり、発汗が起

り、顔が赤くなる。

正常な精神状態にないため、正常な判断力、自制心を失い運転に適さなくなる。

四、集中力・注意力の鈍化と

身体平衡感覚の低下

アルコールによる脳への麻痺作用は、大脳に起こり、血中アルコール濃度が増加するにつれて、し

だいに延髄におよんで行く。

従って、運転に必要な集中力・注意力はにぶり平衡感覚が麻痺する。

五、大脳の「早トチリ現象」

アルコールの影響で、神経系統は鈍くなっているのに、アルコールの興奮作用により逆に元気が出て、気が大きく、自信過剰になり、むずかしいことが簡単にできるように錯覚する。従って危険な追越しや、スピードの出しすぎ等の行為を平気でやろうとする。

◎昭和57年飲酒運転違反者、年令別、職業別状況

区分	合 計	年 代 別										職 業 別									
		10才代	20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	70才代	土 建	農 業	漁 業	商 業	工 員	公務員	会社員	団体職員	運転者	飲食業	学 生	その他	無 職
居住地域									木 設												
遠 軽	26	7	9	9	1				9	6		2			5			1	1		2
上 湧 別	15	2	5	4	2	2			4	3		2	2	1			1	1			1
湧 別	7		4	2	1				1	2	1	1				2					
佐 呂 間	26	6	11	6	2			1	5	7	4	1	2		2	2		1		1	1
生 田 原	4		1		3				1	1				1							1
丸 瀬 布	2			1	1									1	1						
白 滝	3		1		2					2			1								
その他	11	2	5	3	1				2		1		2	2			1	1	1		1
合 計	94	4	29	30	25	5		1	22	21	6	6	7	5	8	4	2	4	2	1	6

郵便局だより

●小包料金制度について

十一月十五日より、小包郵便料金割引制度を実施しております。この制度は、差出人が別々の方でも、十個以上同時に差し出されま

すと、小包料金の二〇％が割引されます。（書留・速達料金は除きます。）

●年賀状の差し出し

年賀状の受付は、十二月十五日から始まります。

年賀状は、年末押し迫ってからお出しになると、元旦の配達に間に合わなくなりますのでお早目に準備して、十二月二十日頃までにお出し下さい。

年賀状をお出しになる時は、方別に分け、簡単な紙札を付け、十文字に束ねてお出し下さるようお願い致します。又、私製はがきなど、お年玉付き年賀はがき以外のものを、年賀状としてお出しになる時は、表面上部に「年賀」と朱記して下さい。この表示がないと、一般の郵便物と一緒に、年内に配達されることがありますのでご注意願います。

電波法に違反して無線局を開設又は運用すると処罰されます

●電波法に違反して無線局を運用すればもちろん、開設しただけでも、昭和58年1月1日からは、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。
例えば、トラックの運転席に無線機を取り付け電波を発射できる状態とした人は処罰されることになります。

●もし、罰金以上の刑に処せられると、その後2年間無線局の免許が受けられないことがあります。



(ハイパワー市民ラジオ)

お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

●自衛官募集

募集種目

- 二等陸士
- 二等海士
- 二等空士

身分

国家公務員特別職

資格

心身共に健康な満十八才以上二十五才未満の者。

待遇

初任給俸給月額(現金) 九六、二〇〇円

現物給与

衣食住無料支給約四七、四四一円

ボーナス

年三回 約四・九ヶ月分

退職金

一任期目(二年目) 一〇〇日分
(陸上の場合) 二任期目(四年

目) 二〇〇日分

受付場所

自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集
事務所 ☎〇一五八四・二一六六
一六で常時行なっております。



●歳末犯罪の防止にご協力を

いよいよ師走ノ

この時期は、誰もが心なしかせわしくなるとともに、多額の現金を狙った強盗事件などの凶悪犯罪が多く発生しています。

犯罪を防いで明るい歳末を送るため次のことにご協力をお願いします。
・ちよつとの留守でも必ず戸締をしましょう。

・家を留守にするときは、戸締を厳重にし、新聞などは配達を一時断るなど、留守が判らないようにしましょう。
・夜間無人となる会社、事務所な

どには、現金を置かないように
しましょう。

・銀行等から多額の現金を引き出すときは、二人以上で行くように
しましょう。

・人混みの中では、スリに用心し
ましょう。

・車輛を離れる場合は、必ずキー
をとり、ドアをロックしまし
よう。

・車輛は路上に放置せず、車庫、
駐車場を利用しましょう。

・暴力には、泣き寝入りをしたり
見過すことなくすぐに警察に届
出しましょう。

※戸締りのことで不安な方は、警
察の「カギの相談コーナー」を
ご利用下さい。

(遠軽警察署)

年末年始の執務について

年末年始の執務について、次
のとおりお知らせします。

●役場

御用納め 十二月三十日

御用始め 一月六日

●町民センターの休館

十二月二十九日～一月五日

●体育館・老人憩いの家の休館

十二月二十九日～一月五日

テレホンマナー ●上手な電話の チェックポイント

- ①大声で話さない
- ②ムダ話をしない
- ③長話をしない
- ④敬語の使い方に気をつける
- ⑤できるだけ要領よく話す
- ⑥メモは必ずとる。

(中湧別電報電話局)

水町吟社

十二月例題「冬至」「北風」

一月例題「若水」「雑煮」

二月例題「綿入」「湯豆腐」

●町営バスの運休

十二月三十一日

第三便のみ運休

一月一日・二日

全便運休

一月三日 第一便のみ運休、

二便より平常運行

(一月一日・二日は運休させて

いただきますので、よろしく

お願い致します。)

みんなそろって明るいお正月を

「歳末たすけあい運動」

にご協力を!!

== 12月1日～12月25日 ==

Smokin' Clean

たばこは

町内で

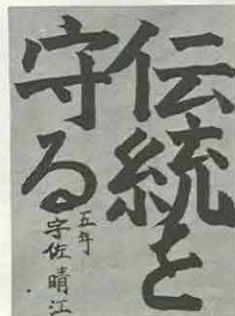
買いましょう

ぼくとわたしの作品

今月は、栄小学校のおともだちの作品を紹介します。



三年 青野より子
とめ、はねの筆圧のかけかたがよく、字の調和もとれた作品です。



五年 宇佐晴江
始筆、終筆、はねが確実で、筆力のあるよい作品です。



五年 政岡 正明
「教室から見た景色」
全体の構図もよく、色も明るい部分、暗い部分と、ていねいに塗られています。



六年 長瀬恵里子
「物語の絵」
構図のとり方がよく、色のぬり方もていねいですが、色の濃淡をはっきりさせると、なおよくなります。

＜ご存じですか？＞



死者三十三人、重軽傷者三十四人を出した東京のホテルニュージャパンの火災は、まだわたしたちの記憶に新しいところです。

多くの人が宿泊するホテルや旅館では、防

火体制や消火設備

の不備が取り返し

のつかない惨事に

結びつきます。

「適マーク」は

安心の印

自治省消防庁では、こう

したホテル・旅館での重大

事故を防止し、宿泊者の安

全を守るため「収容人員三

十人以上・三階建て以上の宿泊

施設」を対象に、防火対策、建

築構造など一定の基準に合格し

たホテル・旅館などに「適マー

ク」を交付しています。

「適マーク」の表示基準は防

火管理、消防設備、建築構造

など二十四項目に及び、これら



のすべてに適合している施設にのみ「適マーク」の表示が許可されることになっています。ただし、一、二階建てのホテルや旅館は「適マーク」の対象外ですから、表示基準に適合していても「適マーク」は交付されません。（※一部の消防本部では、一・二階建てのホテルや旅館についても、「適マーク」表示制度の対象にしているところもあります。）

「適マーク」の有効期間は、原則として一年で、マークの下に表示されている年月から一年以内に表示基準の見直しが行なわれます。レジャーや仕事でホテルや旅館などを利用する場合は、施設の安全性を判断する目安として「適マーク」の有無をお確かめください。

「適マーク」は、B4判の大きさ（週刊誌を開いた大きさ）のプラスチック製のボードで、ホテルや旅館などのフロントの壁など、よく目につくところに取り付けられています。

“サロマ湖を 皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因
リンを含む家庭用合成洗剤の
使用を自粛しましょう

国鉄乗車券は 佐呂間駅で 買いましょう！

（湧網線の利用度を
高めるため御協力を）

防犯・社会を明るくする運動

入選作品

社会を明るくする

佐小六年 高橋 敦子

私は、社会を明るくするには、非行、万引、火遊びなどをしている人をみつけたら、すぐ注意し、その人の親に言って、おこつてもらうようにした方がいいと思います。一回目は、おおめにみて、そのおおめにというのがあると思います。今度もおおめにみてもらえろと思つてしまい、またやると思います。

万引きは、一人でやろうと思つても、自信がなくてできないけれど、何人でもやると、おこられる数が少ないと思つて、やると思いますが。

非行は、だれかにさそわれて、その人にいやだといつて、てむか

うといじめられると思ひ、しようがなくやつてしまふと思ひます。

たばこの売っている所に、高校生にはたばこを売らせんと書いてあるけれど、自動販売機があったら同じことだと思ひます。だから、自動販売機は便利だけれど、ない方がいいと思ひます。

火あそびは、花火やばくちくをやつて、マッチや火のあるものがある、そのへんの紙やもえる物をもやすので、親といつしよにしようと思つても、仕事があるから、テレビを見るからといつて、子供だけでやらせるとそういうきれいな花火で、大火事になります。氣をつけて花火をしよう。

自分のことは自分ですることも大切です。理由は、なんでも人に

たのんで、学校の番長になり、たばこをすつたり、万引きをしたりお金をまきあげたり、人をいじめたり、不良みたいなことをしている、やめさせる方がいいと思ひます。

私は、万引をやつても物などはもうかるけれど、夜のゆめにもでてきて、万引してつかまえられる、とりつかれていところのともいかなことばかりのゆめをみるから、物がもうかるより、そんなゆめのない世の中がいいと思ひます。

ひこうは、みんなにいばるだけで、先生にみつかるという学になつたりするので、そんなことはぜつたにいたくないです。

火あそびをしていて、小さな火でも何かにもえうつて、次々にうつていき、とうとう大火事になつて、おこられるだけなので、やめた方がいいと思ひます。

防犯標語

入選作品

一位 佐中一年 小林千恵子
ちよつとの留守でも

二位 若中二年 田中ひろみ
人と人との信頼が

三位 若中二年 十亀ゆかり
みんなでかけよう

かぎ一つ

ご寄付

ありがとうございます

●香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡父晴次郎さん)

大成 芝 昭夫さん

●若佐老人クラブへ

(亡父玉樹さん)

若佐 小高 賢治さん

(亡母みさをさん)

若佐 嶋田 博さん

●栄老人クラブへ

(亡父晴次郎さん)

大成 芝 昭夫さん

●全快祝を廃して

●社会福祉協議会へ

富武士 市野 教義さん

●仁倉老人クラブへ

編集室

十一月号二ページ「交通事故死ゼロ目標」及び十一ページ「まちの話題」の欄中に誤りがありましたので、深くお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

●目標達成日

正 五十八年九月三日

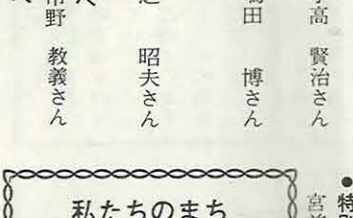
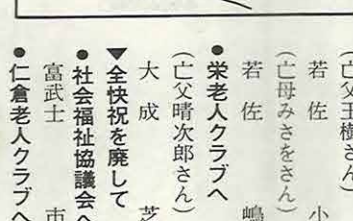
誤 五十九年九月三日

●まちの話題(表中チーム名)

正 サロマ混性合走団

誤 サロマ混声合走団

道民生活系



私たちのまち	
	(前月比)
人口	8,683 (-10)
男	4,224 (-2)
女	4,459 (-8)
世帯数	2,603 (0)
11月30日現在	

●特別養護老人ホームへ
宮前町 榎本美容院